

# 居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

## 1. 特定事業所集中減算について

毎年度2回の判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、居宅介護支援事業所と同一法人が開設する事業所によって提供された以下の対象サービスのいずれかにおいて、当該サービスの占める割合が80%を超える場合には、正当な理由がある場合を除いて減算適用期間の全ての居宅介護支援費が1月200単位/件の減算となります。

対象サービス…訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

## 2. 判定方法について

- (1) 判定は、毎年度2回（前期及び後期）実施してください。
- (2) 全ての居宅介護支援事業者は、前期及び後期の2回、町が指定する判定様式により判定を行い、判定の結果が80%を超えた場合は、報告期限までに判定様式を町に提出してください。  
※ 新規指定を受けた居宅介護支援事業所については、判定の結果に関わらず、指定を受けた年月日が属する判定期間の判定様式を町に提出してください。
- (3) 判定様式は、町への提出の有無に関わらず作成し、判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間保存してください。（運営指導で確認する場合があります。）

区分	判定期間	報告期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日まで	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日～2月末日	3月15日まで	4月1日から9月30日まで

## 3. 提出方法について

提出先：那智勝浦町福祉課 高齢者支援係

提出書類：判定様式（様式は、町ホームページからダウンロードしてください。）

※必要に応じてその他の書類を求める場合があります。

提出方法：次のいずれかの方法で提出してください。

◎電子メール kaigo@town.nachikatsuura.lg.jp に送信してください。

◎持参・郵送 福祉課高齢者支援係に2部（1部は事業所控え）提出してください。

郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。

（郵送先）〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地 7-1-1

## 4. 具体的な計算方法

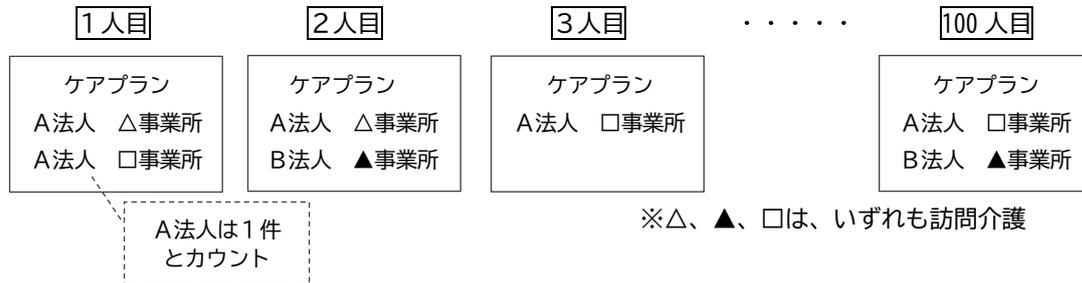
対象サービスのそれぞれについて、次の計算式により計算し、その割合が80%を超えた場合は減算となります。

当該サービスに係る紹介率最高法人※の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置付けた計画数

※「紹介率最高法人」…最も多く居宅サービス計画に位置付けられている法人

(計算例)

利用者が120人で、そのうち訪問介護サービスを位置づけた利用者が100人。その内訳としてA法人(△、□事業所)が81人、B法人(▲事業所)が60人であった場合



➡ 「A法人の件数>B法人の件数」となるため、A法人が紹介率最高法人となり、計算式にあてはめると  $81 \div 100 = 81\%$  となり、紹介率最高法人であるA法人への紹介率が80%を超えるため減算となる。

【計算に当たっての留意点】

- ・要支援者の介護予防サービス計画は含めません。
- ・居宅サービス計画を作成したが、サービス利用が全くなかった場合は判定の対象外です。
- ・サービス提供月で計算します。
- ・1人の利用者の居宅サービス計画に、同一法人の2つの訪問介護事業所を位置づけた場合でも、当該利用者1人につき「1」と数える(「2」とはならない)。

## 5. 正当な理由について

80%を超えたことについて、次の(1)から(8)のいずれかに該当する場合は、正当な理由があるものとして、特定事業所集中減算の対象外とします。

なお、正当な理由がない場合は、判定様式に加えて、以下の書類も提出してください。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

【正当な理由】(正当な理由については今後変更する場合があります。その場合は、改めて通知します。)

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において、対象サービスを提供する事業所数が、サービス毎に5事業所未満である場合。なお、事業所数は、判定期間の最初の月の初日(前期:3月1日現在、後期:9月1日現在)で判定します。
- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合。
- (3) 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)により過疎地域の指定を受けている地域に所在する事業者である場合。
- (4) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。
- (5) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下である場合。
- (6) 利用者の希望等を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められている場合。

(6)の場合は、当該理由を記載するほか、居宅サービス計画を作成する際の利用者への訪問介護等のサービス事業所の紹介方法も併せて判定様式の正当な理由の欄などに記載してください。この場合、利用者が訪問介護等のサービス事業者を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことがわかる書面【挙証資料】(利用者が当該訪問介護等サービス事業所を選択した理由等が記載されており、利

用者の署名等があること)の写しを必ず提出してください。(提出された挙証資料の内容によっては、挙証資料の追加提出を求めたり、個別のヒアリング等を実施する場合があります。)

利用者の心身の状態等から利用者自身が署名等をするのが困難である場合は、当該利用者の家族等の署名等で差し支えありませんが、利用者の家族等が署名等した理由を記載してください。

なお、過去に利用者の署名等のある書面の写しを提出している利用者については、新たに当該書面を提出する必要はありませんが、判定期間の利用者全員の一覧表を作成し、当該利用者名の横に「挙証資料提出済」と記載のうえ提出してください。

また、既に契約が終了している利用者については、挙証資料の提出は不要ですが、判定期間の利用者全員の一覧表を作成し、当該利用者名の横に「理由」及び「契約終了年月日」を記載のうえ提出してください。

- (7) 判定期間内において、休廃止した居宅介護支援事業所から利用者の引継が行われた場合。  
※引継ぎに関係なく 80%を超えている場合は、減算対象となりますのでご注意ください。
- (8) 判定期間中に、新規指定を受け、又は再開、休廃止した居宅介護支援事業所の場合。